岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業に係る公募型プロポーザル

実施要領

この要領は、岡谷市が実施する、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく「被保護者就労準備支援事業」を一体的に行う岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業を実施するにあたり、事業の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

１　事業概要

（１）事 業 名　　　岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業

（２）目　　的　　　別添「岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業プロポーザル仕様書」

「２　委託事業の目的」に示すとおり

（３）内　　容　　　別添「岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業プロポーザル仕様書」

「５　事業内容」に示すとおり

（３）履行期間　　　契約日から令和６年３月３１日(日)まで

（４）契約上限額　　１，６５０千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（５）事業担当部課　　　岡谷市健康福祉部社会福祉課

〒394-8510 岡谷市幸町８番1号

電話　　0266-23-4811(内線1258)

ＦＡＸ　0266-22-8492

メール　fukusi@city.okaya.lg.jp

２　スケジュール（予定）

（１）実施の公表　　　　　　 令和５年３月　１日(水)

（２）質問書の提出期限　　　　令和５年３月　８日(水)午後５時００分まで

（３）質問、回答の公表　　　　令和５年３月１０日(金)頃［ホームページ公表］

（４）参加申込書等の提出期限　令和５年３月２０日(月)まで

（５）参加資格確認結果通知　　令和５年３月２２日(水)

（６）ヒアリングの実施　　　　令和５年３月２８日(火)

（７）受託候補者決定　　　　 令和５年３月３０日(木)

（８）審査結果通知・公表　　　令和５年３月３１日(金)

３　参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）岡谷市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、参加申込期間中に、次に掲げる事項の書類（該当するもののみ）を提出し、確認を受けることで参加申込を認める。

ア　交付３ヶ月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）

イ　直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

ウ　交付３ヶ月以内の岡谷市の市税の納税証明書（写）［納税義務がある場合］

エ　交付３ヶ月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）

（２）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

（３）岡谷市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成27年岡谷市告示第32号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（４）岡谷市暴力団排除条例(平成24年12月20日条例第16号)による入札参加除外措置を受けていないこと。

（５）会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６）岡谷市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。

（７）本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている

法人その他の組織でないこと。

４　質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書」（様式は任意）を次のとおり提出すること。

（１）提出期限

令和５年３月８日(水)午後５時００分まで

（２）提出先

１（５）に同じ

（３）提出方法

電子メールによる

（４）回答方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

５　参加申込書の提出等

（１）参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア　提出書類

①参加申込書（様式第１号）　１部

②誓約書（様式第２号）　　　１部

③提案書（様式第３号）　　　正本１部　副本６部

④見積書（様式第４号）　　　正本１部　副本６部

⑤会社の概要が分かる書類　　１部（※会社パンフレット等で可）

イ　提出期限

令和５年３月２０日(月)まで

ウ　提出先

１（５）に同じ

エ　提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

（２）結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、審査結果を令和５年３月２２日(火)までに電子メールにて通知する。追って、その内容を書面にした文書を発送する。

６　提案書について

事業提案者は、次に定めるところにより提案書（様式第３号）を作成するものとする。

（１）提案内容

次号および別添資料「岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業プロポーザル仕様書」に従って作成すること。

（２）企画提案書等の提出方法

ア　提出様式

別紙、提案書（様式第３号）及び業務積算見積書（様式第４号）に記載の内容に沿って作成すること。

イ　提出部数

提案書（様式第３号）及び業務積算見積書（様式第４号）　各、正本１部、副本６部

※副本のうち５部（本プロポーザル審査委員会委員審査用）は、企画提案者の名称

を消去または墨塗りすること。

（３）企画提案書等の著作権等の取扱い

ア　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ　市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等をすることができるものとする。

ウ　市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、岡谷市情報公開条例(平成11年3月26日条例第6号)の規定による請求に基づき、同条例第8条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

７　プロポーザルの審査方法および評価基準

（１）審査委員会の設置

プロポーザルの評価および受託候補者の選定を行うため、４名で構成された岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙「岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

（２）審査方法

ヒアリング審査を実施する。

（３）ヒアリング審査

審査委員会において、提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

ア　対象者は書類審査を通過した者とする。

イ　日時等については、別途通知する。

（４）ヒアリング審査の留意事項

ア　応募者１者ずつの呼び込み方式とし、応募者１者の持ち時間はプレゼンテーション

１５分、質疑応答１０分の計２５分とする。

イ　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて２名以下とする。

ウ　欠席した場合は、企画提案書の審査、評価および選定から除外する。

（５）評価基準

別表「岡谷市生活困窮者等就労準備支援事業委託候補者評価基準」の審査項目ごと評価し、各委員のつけた点数を合計し、総点数の最上位者を候補者として選定する。

同点の場合は、審査会において合議の上、委員長が指名する者を候補者とする。

なお、基準点が、審査会出席委員全員が６０点以上に満たないものは選定しないこととする。（参加者が１者であっても同様）

８　評価点数算出方法

（１）評価基準は、Ａ～Ｅの５段階評価とする。

　　　Ａ　非常に優れている

　　　Ｂ　優れている

　　　Ｃ　標準

Ｄ　やや劣る

　　　Ｅ　劣る

９　審査結果の通知

審査結果は、令和５年３月３１日(金)に受託候補者を市公式ウェブサイトで公表するとともに追って全企画提案者に書面で通知する。

１０　契約に関する基本事項

（１）契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

（２）契約書作成の要否

要する。

（３）支払条件

委託料の支払いは、事業完了後に提出される報告書に基づいて検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で一括払いとする。

１１　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

（４）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

１２　その他

（１）提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

（２）企画提案書は、１者につき１提案に限る。

（３）提出された書類は返還しない。

（４）提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

（５）企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。

（６）審査結果に係る問い合わせ、不服申立ては、一切受け付けない。

（７）その他

ア　本案件に関する予算は、現在、令和５年度岡谷市一般会計予算要求をしている段階であり、第一回岡谷市議会定例会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

イ 　契約の締結は、令和５年度岡谷市予算が発効したときとする。